

各 部 会 の 活 動 概 要

- 1 環境企画部会 1
- 2 温暖化対策部会 3
- 3 水・土壌・大気部会 5
- 4 廃棄物部会 7
- 5 自然環境部会 9
- 6 温泉部会 19
- 7 琵琶湖総合保全部会 23

1 環境企画部会の活動概要

1 平成 28 年度の部会開催状況

開催日	議事等	資料
平成 28 年 9 月 1 日	○部会長の選出について ○環境審議会各部会の審議状況について ○第四次滋賀県環境総合計画の進行管理について ○滋賀県環境学習推進計画の進行管理および改定について	別冊 (滋 賀 の 環 境)

2 平成 29 年度の部会審議予定

平成 29 年 9 月開催予定

- 環境審議会各部会の審議状況について
- 第四次滋賀県環境総合計画の進行管理について
- 滋賀県環境学習推進計画の進行管理について

平成 30 年 1 月開催予定

- 次期滋賀県環境総合計画について

2 温暖化対策部会の活動概要

1 平成 28 年度の部会開催状況

開催日	議事等	資料
平成 28 年 6 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ○部会長の選出について ○滋賀県低炭素社会づくり推進計画（以下「推進計画」）について ○2015年度（平成27年度）の推進計画に係る取組の実施状況について（報告） ○推進計画の改定について 	
9 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ○滋賀県域からの温室効果ガス排出実態（2013年度）確報値について ○（仮称）改定滋賀県低炭素社会づくり推進計画骨子案（削減目標案と取組案） 	
11 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ○滋賀県低炭素社会づくり推進計画の改定素案について 	
平成 29 年 1 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ○滋賀県域からの温室効果ガス排出実態（2014年度）について ○滋賀県低炭素社会づくり推進計画（答申案）について 	別冊 （滋賀県低炭素社会づくり推進計画）
1 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ○知事へ答申 	

2 平成 29 年度の部会審議予定

平成 29 年 12 月開催予定

- 滋賀県低炭素社会づくり推進計画の進捗状況について
 - ・ 県域の温室効果ガス排出量の実績値
 - ・ 各部門の対策数値指標の実績値
 - ・ 県が実施した緩和策および適応策に関する取組の実施状況

3 水・土壌・大気部会の活動概要

1 平成28年度の部会開催状況

開催日	議事等	資料
平成28年6月2日 [総会]	○第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の策定について（諮問）	
6月22日 [部会①]	○平成27年度公共用水域水質測定結果について（報告） ○平成27年度大気汚染状況測定結果について（報告） ○その他 ・平成28年度琵琶湖における放射性物質モニタリング結果について ・第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の策定について	
8月25日 [部会②]	○第6期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画関連事業の実績について ○第6期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の評価および第7期計画に向けた課題について	
10月28日 [部会③]	○第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画（素案）について ○第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画における将来水質予測シミュレーションについて	
11月21日 [部会④]	○第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画（答申案）について	
12月1日	○環境審議会会長から知事へ答申	
	12月15日 環境・農水常任委員会へ報告（原案、県民政策コメントの実施） 12月20日～平成29年1月20日 県民政策コメントの実施 1月10日 各市町へ意見聴取 1月30日 府県間協議 了 3月9日 環境・農水常任委員会へ報告（県民政策コメントの実施結果） 3月22日 国土交通省協議・環境省協議 了 3月24日 「第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」決定	
平成29年3月28日 [部会⑤]	○平成29年度公共用水域・地下水水質測定計画について（審議） ○平成28年度地下水質測定結果について（報告） ○第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の策定について（報告） ○その他 ・琵琶湖における放射性物質モニタリングについて（報告）	

2 平成 29 年度の部会審議予定

平成 29 年 6 月 20 日開催

- 平成28年度公共用水域水質測定結果について（報告）
- 平成28年度大気汚染状況測定結果について（報告）
- 第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の事業進捗状況について（報告）

平成 30 年 3 月開催予定

- 平成30年度公共用水域・地下水水質測定計画について（審議）
- 平成29年度地下水質測定結果について（報告）

4 廃棄物部会の活動概要

1 平成 28 年度の部会開催状況

開催日	議事等	資料
平成 28 年 9 月 1 日	○滋賀県災害廃棄物処理計画の策定に係る基礎調査について ○第四次滋賀県廃棄物処理計画の策定について	
平成 29 年 3 月 29 日	○第四次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について ○滋賀県災害廃棄物処理計画の策定について ○旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業の進捗状況について	

2 平成 29 年度の部会審議予定

平成 29 年 8 月下旬開催予定

- 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画（変更案）について

平成 29 年 9 月中旬開催予定

- 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画（変更案）に対する意見について
- 食品ロス削減の取組状況について（報告）

平成30年 3 月開催予定

- 第四次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について
- 滋賀県災害廃棄物処理計画の策定について（報告）
- 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業の進捗状況について

5 自然環境部会の活動概要

1 平成 28 年度の部会開催状況

開催日	議事等	資料
平成 28 年 6 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ○第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について ○滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）の策定について ○滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第2次）の策定について ○指定外来種の指定の解除にかかる諮問案件および答申案の検討 ○県指定犬上ダム鳥獣保護区特別保護地区の再指定にかかる諮問案件および答申案の検討 ○報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県で体制にすべき野生生物（滋賀県レッドデータブック2015年版）の発行について ・「滋賀県で大切にすべき植物群落」のリストアップについて ・滋賀県外来種リスト2015 	
9 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ○第12次鳥獣保護管理事業計画（素案）の策定について ○滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）（素案）の策定について ○滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第2次）（素案）の策定について 	
11 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ○第12次鳥獣保護管理事業計画（答申案）について ○滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）（答申案）について ○滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第2次）（答申案）の策定について 	11 頁 13 頁 17 頁

2 平成 29 年度の部会審議予定

平成 29 年 6 月 20 日開催

- 滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画（第 3 次）の策定について
- 滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第 3 次）の策定について
- 報告事項
 - ・第 12 次鳥獣保護管理事業計画、滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第 3 次）および滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第 2 次）について
 - ・生物多様性しが戦略の進捗状況の点検について
 - ・滋賀県の自然環境保全行政の状況について

平成 29 年 9 月開催予定

- 滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画（第 3 次）の素案検討
- 滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第 3 次）の素案検討

平成 29 年 10 月開催予定

- 滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画（第 3 次）の答申案検討
- 滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第 3 次）の答申案検討
- 報告事項
 - ・生物多様性しが戦略の進捗状況の点検結果について

第 12 次鳥獣保護管理事業計画の概要

鳥獣保護管理事業計画の概要

- 鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）第 4 条に基づき、都道府県知事が各地域の事情を勘案して定めるもので、野生鳥獣を適切に保護・管理することを目的とした、鳥獣保護・管理行政の根幹を担う計画である。
- 現行計画（第 11 次鳥獣保護管理事業計画）の期間が平成 29 年 3 月 31 日をもって終了することに伴い、5 年間の次期計画（第 12 次鳥獣保護管理事業計画）を策定するものである。
- 本計画は、環境大臣が定める基本指針に即した形で、全国一斉に策定される。（基本指針は 10 月 11 日に告示。）

鳥獣保護管理事業計画に掲げる事項

- 第一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間
- 第二 鳥獣保護区、特別保護地区および休猟区に関する事項
- 第三 鳥獣の人工増殖および放鳥獣に関する事項
- 第四 鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
- 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域および猟区に関する事項
- 第六 第一種特定鳥獣保護計画および第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項
- 第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
- 第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項
- 第九 その他

計画の主な改訂のポイント

1. 計画期間
 - ・平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間。
2. 鳥獣保護区および特定猟具使用禁止区域の新規指定の予定はなし。
 - ・国の指針を踏まえ、更新の際は、保護を目的とする鳥獣、鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、検討する旨を記載。
3. 鳥獣を捕獲する際の許可基準の見直しおよび明確化
 - ・国の指針を踏まえ、狩猟免許を保有せずに、鳥獣捕獲の許可を認める場合を追加。
→小型の箱わな、つき網、手捕りのいずれかの方法により、小型の鳥獣（アライグマ、ヌートリア、カラス等）を捕獲する際、従来の住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該敷地内において捕獲する場合に加え、農業被害の防止の目的での農

業者が自らの事業地内において行う場合も、捕獲後の処置が適切に実施可能と認められる場合に捕獲を許可する。

- ・捕獲後の処置についての要件を明記し、個人による殺傷を伴う捕獲許可を認める。
→有害捕獲の趣旨と整合性をとる形で、個人による殺傷を伴う捕獲許可を認める。
- ・生活環境被害、農林水産業または生態系に係る被害防止目的での捕獲許可期間の見直し。
→ツキノワグマを除く鳥獣について許可できる期間を3か月以内から1年以内に拡大。
- ・ツキノワグマに係る捕獲許可基準の明文化および明確化
→これまで滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画で記載していた捕獲許可基準を本計画内で許可基準として明文化。
→被害または被害のおそれのある対象が人身または生活環境の場合、許可できる区域について、被害が現に生じているあるいは生じるおそれがある集落内またはその集落から500m以内としていたが、「集落」の定義について、「家屋、農地、生活道路を含む区域」と明確化。

4. 感染症流行時を勘案した計画の策定

- ・感染症流行時に鳥獣の捕獲許可を行わないことができる。
- ・鳥インフルエンザ流行時に野生鳥獣の傷病救護を行わない。

5. 傷病鳥獣救護の実施に対する考え方の整理を実施

- ・当県における「野生鳥獣と人との付き合い方」に対する基本的な考え方を明記し、この考え方を基に、傷病鳥獣救護を実施。

6. 県民にもわかりやすい計画とするために、鳥獣保護管理法や同法施行規則、その他法令で定められている内容と重複する部分を整理。

滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第3次)の概要

現 状

○分布状況

- シカの分布可能な地域にはほぼすべて分布し、生息域も拡大。

○生息数の動向

- 生息密度指標である糞塊密度は、上昇傾向に有り、特に湖北地域での上昇が顕著。

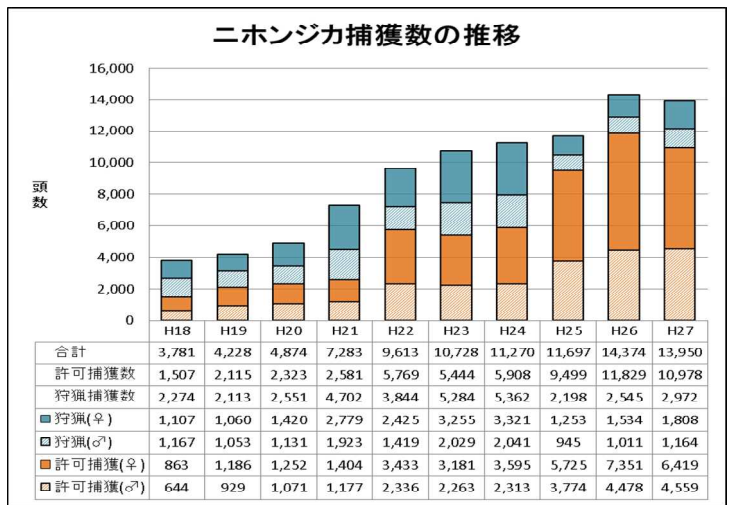
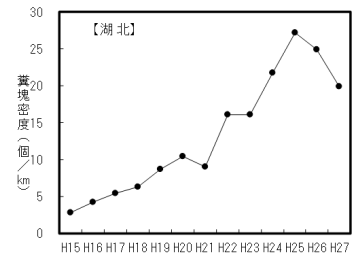
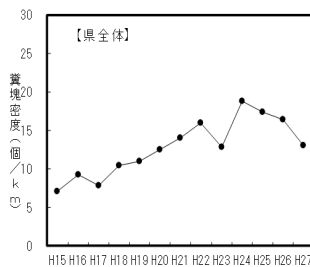
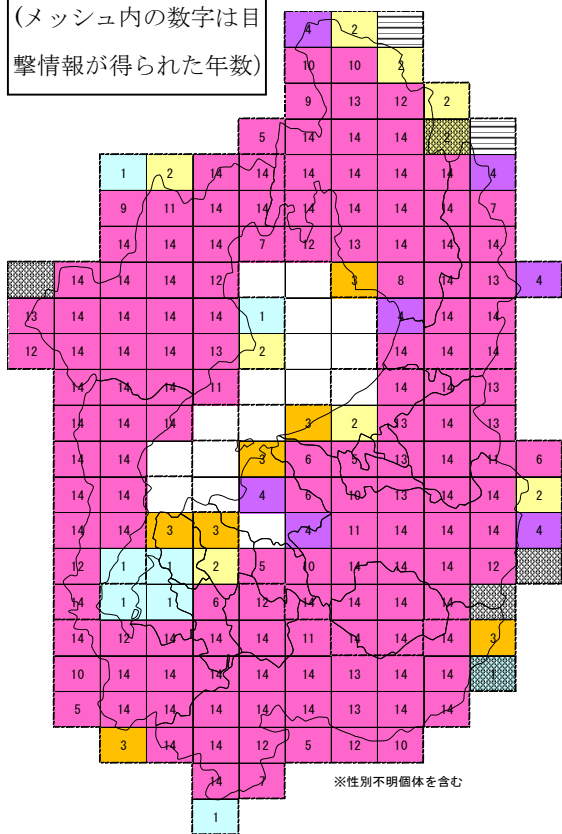
○被害状況

- 農林業被害に加え、森林生態系の衰退による公益的機能の低下が顕著。

○捕獲の状況

- 平成22年度からは、森林税を活用し捕獲を強化、更に平成25年度からは国の交付金も活用し有害駆除の推進を図り、近年は、年間1万頭以上の捕獲を維持。

分布状況
(メッシュ内の数字は目撃情報が得られた年数)



計画期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

計画の実施区域

県全域

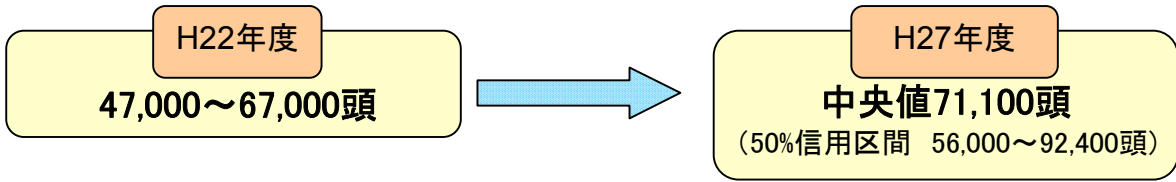
管理の目標

- 農林業や生態系への被害を軽減する
- 増加した生息数を早期に減少する

計画のポイント

推定生息数の見直し

○従来の糞塊密度による生息数の推定では年度間の変動が大きいことから、より精度を高めるために糞塊密度、捕獲頭数、狩猟による目撃効率等により生息数を推定する「階層ベイズ法」(国も採用)による推定方法に変更。



地域	湖北地域	湖東地域	湖西地域	湖南地域	合計
H27年度推定生息数(頭)	31,300	14,100	16,100	9,600	71,100

個体数管理

2次計画 H29年にH22年度生息数から半減させる捕獲頭数

H22年度生息頭数: 67,000頭, 57,000頭, 47,000頭

場合: 年16,000頭, 年13,000頭, 年11,000頭

捕獲するとH22生息数から約半減 ※ (参考) 生息頭数として33,500頭を目指す

3次計画 個体数の管理目標

国が示す「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」(平成25年度)では、10年後(平成35年度)までに個体数を半減することを目指していることから、本県においても、平成35年度までに個体数を半減させることを目指して個体数管理を行う。捕獲目標を下表のとおり定め、早期に実現すべく各地域は互いに補完して捕獲能力最大限で捕獲を実施。ただし、湖北地域については、実効性を勘案した捕獲率とし、生息頭数の半減時期は平成35年度以降とする。

第3次計画期間の終期(H33年度末)の生息頭数目標 → 51,900頭

上段: 捕獲目標数
下段: 年度末(捕獲後)の生息頭数

H25年度~H35年度(10年間)で生息数を半減させる(湖北を除く)											
第3次特定計画期間											
	H25	H27	H27捕獲率の倍数	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	合計
湖北	26,900	31,300	2.0倍以上	5,787 32,800	5,657 32,300	5,543 31,800	5,446 31,400	5,366 31,000	30,600	30,300	27,799
湖東	14,600	14,100	1.7倍以上	4,703 12,300	4,112 10,800	3,612 9,500	3,212 8,400	2,862 7,500	6,700 半減達成	6,100	18,501
湖西	18,200	16,100	1.3倍以上	5,773 13,300	5,055 11,600	4,454 10,300	3,947 9,100 半減達成	3,515 8,100	7,300	6,500	22,744
湖南	11,200	9,600	1.0倍以上	3,043 7,800	2,759 7,100	2,511 6,400	2,293 5,900	2,099 5,400 半減達成	4,900	4,500	12,705
合計	70,800	71,100		19,306 66,200	17,583 61,800	16,120 58,000	14,898 54,800	13,842 51,900	49,500	47,400	81,749

年度毎の捕獲目標	19,000	18,000	16,000	15,000	14,000
(うち成獣メスの捕獲目標)	(11,400)	(10,800)	(9,600)	(9,000)	(8,400)



【捕獲頭数の向上や繁殖を抑制するため、以下のような取組みの推進と新たな方策について検討】

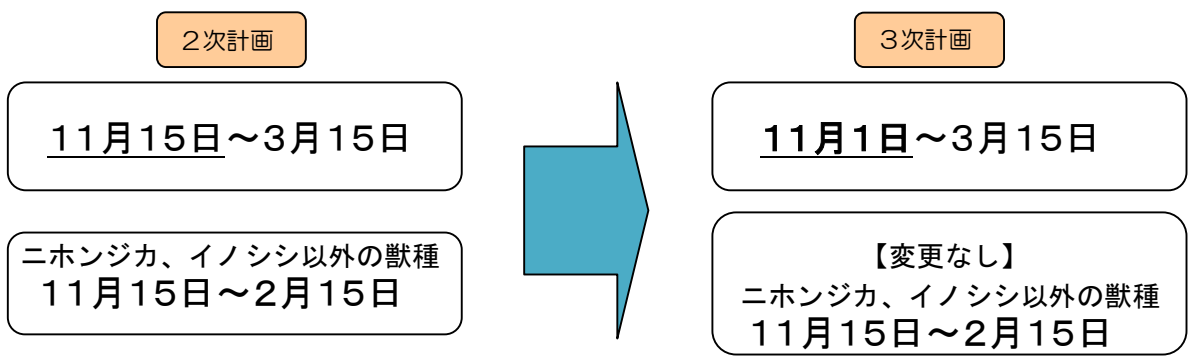
〈これまでの施策を継続〉

- ・射撃訓練への支援やわな猟技術講習会の開催などによる狩猟者の育成
- ・免許を持たない者も捕獲に関わることで獣害対策への参画意識を高める地域ぐるみの取組み

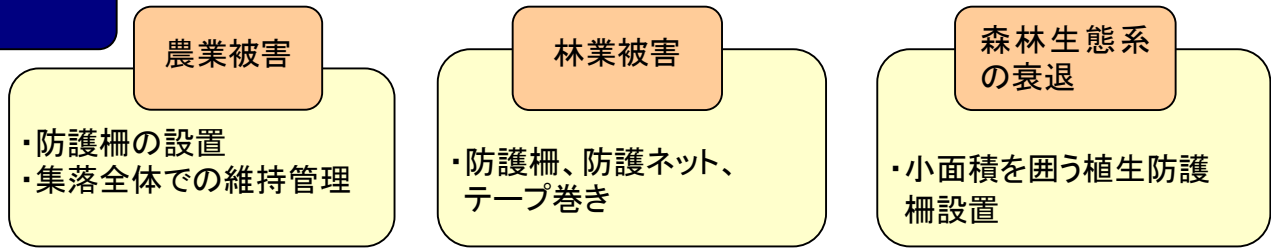
〈新たな方策についての検討〉

- ・成獣メスが積極的に捕獲されるような工夫
- ・狩猟による捕獲が盛んになる仕組みづくり
- ・捕獲が進まない地域への応援態勢等の仕組みづくり
- ・生息頭数などについての他府県との情報共有

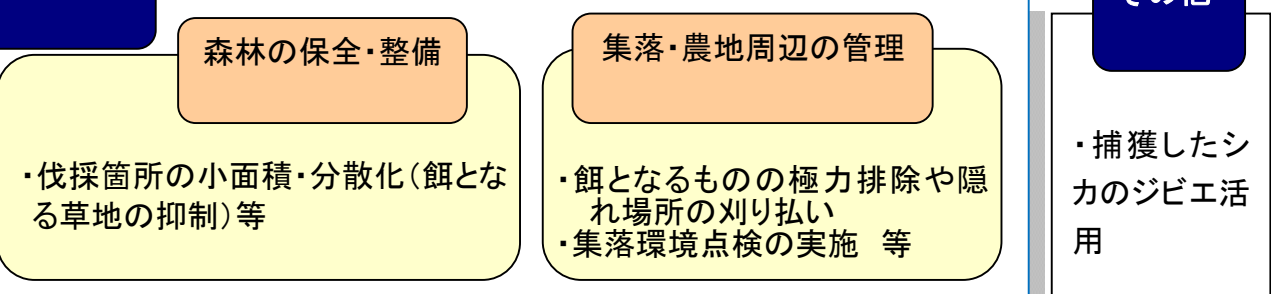
【狩猟期間の前倒し】



被害防除対策



生息環境管理



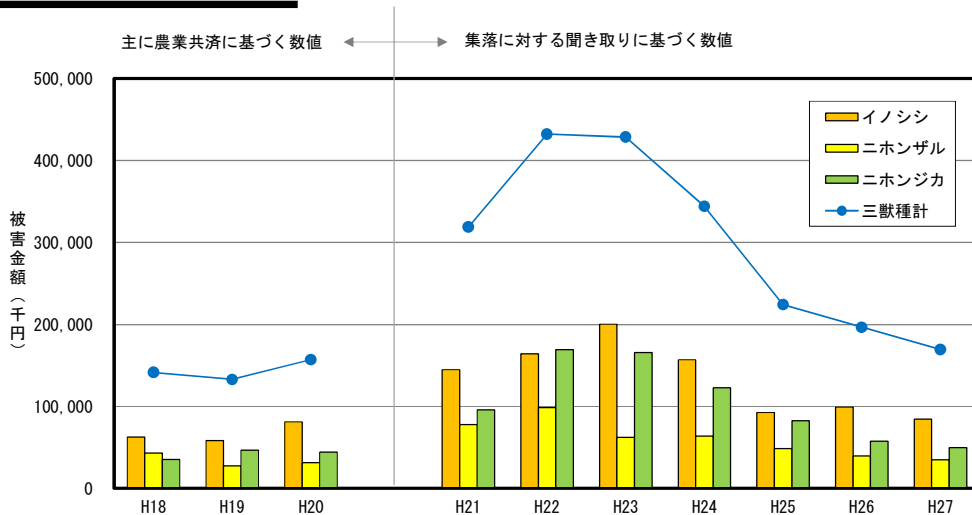
滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第2次）の概要

現 状

分布状況等

- 分布状況
 - ・市街地を除くイノシシの分布可能な地域にはほぼ全て分布。
- 生息環境
 - ・現在のイノシシの生息地は、主として森林やその周辺の耕作放棄地、放置竹林等であるが、行動域が変化しており、イノシシの分布は拡大しつつあると考えられる。
- 生息状況
 - ・生息密度指標の傾向等から、個体数は横ばい傾向であると考えられる。
- 被害状況
 - ・イノシシによる農林業被害は減少しているが、主な野生獣の中でも高い状況にある。
 - ・作物別に見ると、水稻の被害が最も多い。（被害金額 95%）
 - ・農林業被害に止まらず、人身被害を引き起こしたり生活環境被害を引き起こしたりしている。
- 捕獲の状況
 - ・平成 27 年度 約 4,228 頭（有害鳥獣捕獲 約 2,752 頭 狩猟捕獲 約 1,476 頭）
 - ・有害鳥獣捕獲の割合が増加している。

主な野生獣による農作物被害金額



第1次計画による目標の達成状況

- ・第1次計画では、農作物被害面積および農作物被害金額を平成22年度比で35%減少させるとしていた。以下のとおり、いずれも目標を達成することができた。

	平成22年度	平成27年度	減少率
農作物被害面積	366ha	117ha	68.0%
農作物被害金額	164,178千円	84,749千円	48.4%

計画期間

平成29年4月1日～平成34年3月31日まで

計画の実施区域

県全域

管理の目標

◇長期的目標

農作物被害面積および農作物被害金額を減少させ、人とイノシシの軋轢を緩和する。

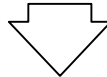
計画のポイント

1 施策の基本的な考え方

イノシシは農林業被害を引き起こすが、適切な施策によって棲み分けが可能な動物である。そのため、個体数管理、被害防除対策、生息環境管理を総合的に実施することにより、できるだけ速やかに農作物被害面積および農作物被害金額を平成27年度より30%減少させる。(目標達成後も農作物被害面積および農作物被害金額のさらなる減少を目指す。)

個体数管理

- ・目撃効率や捕獲効率の傾向や、環境省の公表結果などから、これまで増加傾向にあったイノシシの個体数は概ね横ばいの傾向へと変化してきているものと推測され、今後減少させるためには、捕獲数の維持・増加が必要であると考えられる。



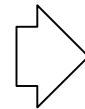
- ・イノシシの生息動向を総合的に判断し、個体数が増加する傾向が認められた場合は捕獲圧を高めるなど、科学的知見に基づいて個体数管理の方向性を修正する「順応的管理」を行う。
- ・農地や集落に被害をもたらす加害個体や被害防除対策での被害軽減が難しい集落等において重点的に有害鳥獣捕獲を実施する。
- ・県内全域で狩猟の開始日を前倒しする。【狩猟期間：11月1日から3月15日まで】

【第1次計画】

11月15日～3月15日

〔ニホンジカ・イノシシ以外の獣種〕

11月15日～2月15日



【第2次計画】

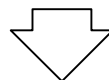
11月1日～3月15日

〔ニホンジカ・イノシシ以外の獣種〕

11月15日～2月15日

被害防除対策

- ・防護柵の整備を進めるとともに、設置の効果を最大限発揮できるよう、柵周辺の刈り払いや破損箇所の点検などを行う。
- ・集落、農地および農地周辺がイノシシにとって魅力のない場所となるよう、イノシシの餌資源となるものを極力排除する。
- ・耕作放棄地や放置竹林を適正に管理し、身を隠すことのできるやぶについては適期に刈り払いを実施する。



- ・柵の維持管理を含め集落環境点検などの手法を活用しながら、地域が主体となり、集落や地域ぐるみで被害防除対策を進める。

生息環境管理

- ・人工林については、循環利用を目指す森林と多面的機能の持続的発揮を目指す森林に区分し、特に手入れが進まない人工林については、環境林の整備も行う。
- ・天然林については、生物多様性の保全に配慮した森林づくりとして、松食い虫被害林や放置された里山林を中心に、地域の特性に応じた整備を行う。

6 温泉部会の活動概要

1 平成 28 年度の部会開催状況

開催日	議事等	資料
平成 28 年 7 月 21 日 部会（現地調査） 8 月 31 日 部会	○動力装置の許可申請について（諮問） ・動力装置許可申請 1 件に対し、許可相当と答申した。	21 頁

2 平成 29 年度の部会審議予定

- 第 1 回 部会（現地調査） 7 月下旬
部会 8 月下旬

- 第 2 回 部会（現地調査） 1 月下旬
部会 2 月下旬

温泉部会への諮問事項について

温泉部会で審議する事項は、以下のとおりです（温泉法第 32 条）。

- ・ 温泉掘削許可（温泉法第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項）
- ・ 温泉増掘許可（温泉法第 11 条第 1 項）
- ・ 温泉動力装置許可（温泉法第 11 条第 1 項）
- ・ 温泉掘削、増掘および動力装置許可の取消し（温泉法第 9 条第 1 項、第 11 条第 2 項、同条第 3 項）
- ・ 許可を受けた者に対する公益上必要な措置命令（温泉法第 9 条第 2 項、第 11 条第 2 項、同条第 3 項）
- ・ 温泉採取制限命令（温泉法第 12 条）

【参考】温泉法第 32 条（審議会その他の合議制の機関への諮問）

都道府県知事は、第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項（第 11 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）、第 9 条（第 11 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）、第 11 条第 1 項又は第 12 条の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 51 条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

7 琵琶湖総合保全部会の活動概要

1 平成 28 年度の部会開催状況

開催日	議事等	資料
平成 28 年 6 月 2 日	○「琵琶湖保全再生施策に関する計画」の体系について	
7 月 19 日	○「琵琶湖保全再生施策に関する計画」(素案)について	
9 月 5 日	○「琵琶湖保全再生施策に関する計画」(修正素案)について ○マザーレイク 2 1 計画(第 2 期改定版)の進捗状況について ・第 5 回学術フォーラムの結果概要について ・第 6 回マザーレイクフォーラムびわコミ会議の結果概要について	25 頁 27 頁
11 月 18 日	○「琵琶湖保全再生施策に関する計画」(答申案)について	

2 平成 29 年度の部会審議予定

平成 29 年 11 月開催予定

- 琵琶湖保全再生計画の進捗状況について
- マザーレイク 2 1 計画の進捗状況について
- 琵琶湖活用のあり方検討について(中間)

平成 30 年 2 月開催予定

- 琵琶湖活用のあり方検討について(最終)

第5回学術フォーラムの結果概要について

開催日時・場所
平成 28 年（2016 年）8 月 1 日（月） 15 時 00 分～17 時 00 分 環びわ湖大学・地域コンソーシアム 会議室
出席委員
井手委員、田中賢治委員、津野委員、西野委員、堀越委員、脇田委員 （欠席：佐野委員、清水委員、田中克委員、平山委員）
主な内容
・マザーレイク 21 計画の指標を整理し、琵琶湖の状態を把握するための資料「琵琶湖と暮らし 2016（案）」について、内容の妥当性と効果的な編集に向けた意見を委員からいただいた。
主な意見
<p>（内容の妥当性について）</p> <ul style="list-style-type: none">・「琵琶湖と暮らし」はよくまとまっていて分かり易いと思う。鳥の目で琵琶湖がどうなっているのかを見ている。・アリの目みたいに地域でどうなっているのか、別の視点が必要。それぞれの地域の自然がどうなっているかという視点も必要。これをやるには別冊にしていける必要がある。・どうしたらいいかの情報が加わりバージョンアップされると、びわコミ会議の中でもより有効に参加者たちに刺激を与えるような情報になる。・この冊子は、あんまり分厚くなっても読まれなくなるし、一覧表を入れると堅苦しくなってしまう・コラム的に直近のところについても触れる部分が欲しい。 <p>（個別指標について）</p> <ul style="list-style-type: none">・環境に配慮した水位操作がされていると認識しているが、その操作を行っている期日は限られていたり、水位のデータはそのままでは分かりにくい。・10cm 以上で産卵するとされているが、その日数は少なくなっており、同時に 70cm 以下になる日数は短くなる傾向。これが水位操作の影響か、降水量の変化なのかきちんと評価できていない部分もあると思うので、この辺を評価できないか。・物質収支は、やっぱり難しい。・例えばリンが北湖にどれくらいあって、それが滋賀県で使った肥料の何倍に相当します、とかの解説を入れると、なんとなくわかる部分もあると思う。
今後の方向性
・引き続き、県民の方の生活や活動において、琵琶湖とつながるきっかけとなる資料となるよう、記載内容や表現方法等を工夫していく。（平成 28 年 8 月 20 日開催のびわコミ会議において配付。）

第6回マザーレイクフォーラムびわコミ会議の結果概要

◇開催概要

日 時： 平成 28 年（2016 年）8 月 20 日（土）
＜第 1 部＞10:00～12:00 ＜第 2 部＞13:15～16:30

場 所： コラボしが 21（滋賀県大津市打出浜 2-1）

主 催： マザーレイクフォーラム運営委員会・滋賀県

参加者： 212 名

参加団体： 76 団体

ブース出展団体数：25 団体

テーマ：『恵み 味わい 暮らし つなぐ』

内 容：

【第一部】みんなつながる報告会 10:00～12:00

ナビゲータ・川本勇（ユーストン）と佐藤祐一（琵琶湖環境科学研究センター）による進行のもと、「びわコミ会議」が開幕した。



1 開会挨拶

○松沢松治（マザーレイクフォーラム運営委員会委員長）

…何十年も漁師をしているが、今年は春先から魚が浅瀬に寄って来ないことがある。これは今までにない現象。今日は、多くの参加者の話がつながり、これからのびわ湖を考える日にしてもらいたい。

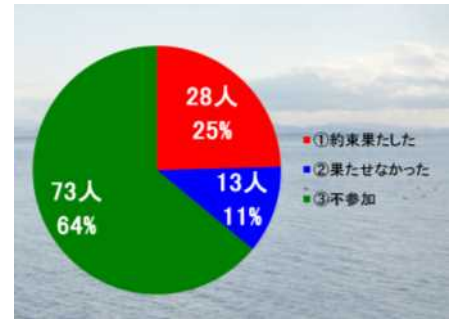
○西嶋栄治（滋賀県副知事）

…昨年 9 月に琵琶湖保全再生法が全会一致で制定され、琵琶湖が国民的資産となった。琵琶湖の保全再生は行政だけでなく、NPO や企業など皆さんの声を受け止め、他の湖沼に先駆けたフロントランナーとしての役割を果たしていきたい。



2 昨年度のコミットメント

昨年度のびわコミ会議で各自が書いたコミットメント（約束）を、この1年間で果たすことができたかどうか会場アンケートを行ったところ、昨年度の参加者の約7割が「約束を果たした」と回答。個別インタビューからも、熱心に活動に取り組んで来られた様子が伝わってきた。また、今年初めて参加した人が例年以上に多かった。



3 「みんなつながる報告会」～活動団体5団体からの報告

次に、以下の5つの団体からの活動報告を行った。

- ① 「米原市ビワマス倶楽部」（中村幸雄・青木吉史）
“「天野川カムバックビワサーモン」を合言葉にした取組”
- ② 「須原魚のゆりかご水田協議会」（堀 彰男）
“生きものと人が共存できる農業を目指して”
- ③ 「有限会社池田牧場」（池田喜久子）
“中山間地域で生き抜く！”
- ④ 「琵琶湖環境科学研究センター」（水野敏明）
“アユにとって大切な森-川-湖のつながり”
- ⑤ 「TANAKAMI こども環境クラブ」（小杉優奈・平田侑莉奈ほか）
“田上のいいところ～遊びから学んだこと～”



各団体からの報告の後、それぞれの報告内容に関連するデータを提示し、3人のコメントーターが、県や学術フォーラム等の立場からコメントを行うとともに、会場も交えた質疑応答を行った。

コメントーター

- ・西嶋栄治（滋賀県副知事）
- ・井手慎司（マザーレイク 21 計画学術フォーラム委員）
- ・三和信彦（滋賀県化学・環境行政職員同友会）



4 「びわ湖なう」

「びわ湖なう」と題して、参加者に配布された「びわ湖と暮らし 2016」をもとに、びわ湖の現在の状態について、特にこの1年間に特徴的なトピックについて、岡田英基（滋賀県琵琶湖保全再生課長）より報告した。

5 「寄付金受領式」

午前中の最後は、今年3月にマザーレイクフォーラム運営委員会へご寄付をいただいた「びわ湖チャリティー100km 歩行大会実行委員会」「びわカンゴルフコンペ」「Flower Produce ichika」の3団体の代表者をお招きして、マザーレイクフォーラム運営委員会委員長の松沢松治に対し目録を贈呈いただく寄付金受領式を行った。各寄付団体より、それぞれの取組もご紹介いただいた。



【昼休み（ブース展示）】 12:00~13:15

25団体からブース出展があり、参加者は昼休みの時間を利用して各ブースを見て回りながら、思い思いに出展者との交流を深めたり、情報交換を行った。



【第二部】びわ湖のこれから話さへん？ 13:15~16:30

1 知事挨拶

○三日月大造（滋賀県知事）

…去年のびわコミ会議では「365日びわ湖」というコミットメントを掲げ、毎日琵琶湖岸を散歩し、ビワイチも達成した。この一年、琵琶湖再生法が制定され、日本遺産の二次認定もいただき、世界農業遺産の認定に向けた取組もスタートさせた。映画「マザーレイク」



でも、びわ湖の良さを広げていただいた。

今年は「いつも みんなと びわ湖」というコミットメントで、皆さんと一緒に一年間がんばっていききたい。

2 グループ討論

テーマ別にグループに分かれて、話し合いを行った。まず、話し合いの進め方や留意点等について、司会より説明を行った。続いて、各グループの担当者が紹介され、各担当者が簡潔に各グループのテーマのポイント等を説明した。



- [1] 中村幸雄・青木吉史（米原市ビワマス倶楽部）
「びわ湖とビワマスのふるさと天野川」…天野川ビワマス遡上プロジェクトでつながる
- [2] 堀彰男（須原魚のゆりかご水田）・青田朋恵（滋賀県農政課）
「びわ湖と魚のゆりかご水田」…持続可能な取り組みにするには？
- [3] 西村俊昭（株式会社農楽）
「びわ湖と中山間地」…森と遊び、未来を拓く
- [4] 藤田始史・野田晃弘（琵琶湖・淀川流域圏連携交流会）
「びわ湖をめぐる地域での連携」…団体・企業・行政でつながりあって、それぞれの課題をプラスに転換！
- [5] 安部尚子（引率）・子どもたち（TANAKAMI こども環境クラブ）
「みんなのびわ湖」…未来に向けてびわ湖への思い
- [6] 嘉田由紀子（びわこ成蹊スポーツ大学）
「びわ湖とスポーツ」…『琵琶湖周航の歌』100周年とこれからの琵琶湖水上市スポーツの可能性について
- [7] 平山奈央子（滋賀県立大学環境科学部）
「びわ湖と活動連携」…新たな連携の糸口を探す
- [8] 中井克樹（滋賀県自然環境保全課）・岡本佳奈（IVUSA）・日下部純子（びわこ豊穰の郷）
「びわ湖と外来種」
- [9] 脇田健一（龍谷大学）・奥田 昇（総合地球環境学研究所）
「びわ湖の恵みと人のつながり」…つなげよう！ 森・里・湖の恵みを次世代に
- [10] 山田千尋（滋賀県流域治水政策室）
「びわ湖流域と水害」…どうやって水害から命や財産を守る？
- [11] 大菅博樹（滋賀県琵琶湖保全再生課）
「びわ湖の保全再生」…琵琶湖保全再生法成立～国民的資産「びわ湖」を未来に・私たちができること～
- [12] 佐藤祐一（琵琶湖環境科学研究センター）
「びわ湖とものさし」…琵琶湖の「いいね！」を何で測るか？～『びわ湖と暮らし2016』をもとに～
- [13] 佐々木和之（輪の国びわ湖推進協議会）
「びわ湖とサイクリング」…サイクリングを通じて親しむびわ湖
- [14] 小川ゆかり（沖島町離島振興推進協議会）
「びわ湖と漁師」…びわ湖の守り人
- [15] 瀬木直貴（映画監督）
「びわ湖と映画」…映画「マザーレイク」が滋賀県・びわ湖にもたらすもの

各グループの参加希望人数を事前に把握するため、旗挙げによるグループ分けを行った。サブ会場も含め、1グループあたり6人～15人の合計15グループに別れて、それぞれ80分におたって話し合いを行った。各グループ内のファシリテーターの進行により、参加者同士がそれぞれのテーマについて活発に議論を深めた後、最後に「キーセンテンス」をとりまとめた。



3 私のコミットメント

グループでの話し合いを終え、メイン会場に戻ってきたところで、これから1年間、自分がびわ湖のために何をするかを宣言する「私のコミットメント（＝約束）」を参加者全員にフリップに記載してもらい、一斉に掲揚した。



4 第二部まとめ

15グループの代表者が登壇し、グループ内での話し合いの様子と、各グループでとりまとめた「キーセンテンス」を発表した。司会者がフロアからも追加の意見を聞き出し、それぞれのテーブルで話し合われた内容を参加者全員で共有した。



○「びわ湖との約束 キーセンテンス 2016」

- [1] 「びわ湖とビワマスのふるさと天野川」
… ビワマスを通して向こう側にある暮らし、環境に思いをはせよう！
- [2] 「びわ湖と魚のゆりかご水田」
… 琵琶湖での奇跡を如何にしてPRするか…～ブランド化と人のつながり～
- [3] 「びわ湖と中山間地」
… ファザーフォレストを守り活かす滋賀ライフスタイルの発信!!
- [4] 「びわ湖淀川流域と市民のつながり」… 琵琶湖の役割を伝える
- [5] 「みんなのびわ湖」… 生き物がすみやすく人と魚が共存できる琵琶湖！
- [6] 「びわ湖とスポーツ」… ○水上ビワイチで周航を！ ○拠点をつないで周航を！
○世界に広げよう琵琶湖周航の歌 ○次世代につなぐ周航の歌
- [7] 「びわ湖と活動連携」… 連携は共通の方向感
○目の前の課題 ○もったいない ○その人の言葉で話す
- [8] 「びわ湖と外来種」… 「よそ者だから悪い」わけではない /
「きらわれものグルメ」の復活を！ / 自然のバランスを取り戻したい
- [9] 「びわ湖の恵みと人のつながり」
… 体験が自然の価値を引き出す / 体験することが恵みを伝える
- [10] 「びわ湖流域と水害」
…地域の人と一緒に身近な川のことを知る。そして自分の命は自分で守る。
- [11] 「びわ湖の保全再生」… ～遊んで学んで食べてもうけて～
琵琶湖をもっと好きになって保全を進めよう！
- [12] 「びわ湖とものさし」… 人間の五感の数値化に挑戦！
- [13] 「びわ湖とサイクリング」… 自分に合ったいい自転車で びわ湖めぐみに
触れながら 一人一人に合った楽しみ方で 走れるようにしよう
- [14] 「びわ湖と漁師」… 漁師さんの声を！
- [15] 「びわ湖と映画」… ○平和と水はタダじゃない
○世界と、世界の湖と、つながる ○フックの効いたブランディング

全員ですべてのキーセンテンスを復唱し、最後に司会者より閉会が告げられて、第6回びわ
コミ会議が終了した。(16:30)